引契約者をいう。第十八項第一号において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報」を「新情報」に改め、同項第二号中「当該特定をした当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域のほか、」を削り、同条第七項中「法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十四項第五号イ」を「新情報（同条第二十四項第五号イ」に、「「住所等所在地国情報」という」を「同じ」に、「が住所等所在地国情報」を「が新情報」に、「住所等所在地国情報に」を「新情報に」に改め、同条第八項中「法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十四項第五号ロ」を「新情報（同条第二十四項第五号ロ」に、「「住所等所在地国情報」という」を「同じ」に、「が住所等所在地国情報」を「が新情報」に改め、同条第九項中「この項後段若しくは次項後段」を「この項若しくは次項」に改め、「その保存している記録にある法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報又は法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報に基づき当該」を削り、「同項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（以下この項において「新規本店所在地国情報」という。）」を「新情報」に、「場合には」を「ことにより」に、「に対し、同条第三項」を「（当該法人既存特定取引契約者等が法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの（以下この項及び次項において「組合等」という。）である場合にあつては、当該組合等に係る特定組合員等）に対し第一項」に、「をするよう求めなければならない。この」を「の要求をした」に、「報告金融機関等は、当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国として認められる国又は地域のほか、当該新規本店所在地国情報」を「新情報」に改め、同条第十項中「につき、第六条の三第十項の規定による当該法人既存特定取引契約者等の」を「（第六条の三第十項の規定による」に、「場合において、その」を「ものに限る。）につき、その」に、「法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（以下この項において「本店所在地国情報」という。）を取得したときは」を「新情報を取得したことにより」に、「に対し、同条第三項」を「（当該法人既存特定取引契約者等が組合等である場合にあつては、当該組合等に係る特定組合員等）に対し第一項」に、「をするよう求めなければならない。この」を「の要求をした」に、「当該本店所在地国情報」を「当該新情報」に改め、同条第十五項中「第十条の五第六項」を「第十条の五第七項において準用する同条第六項」に、「特定取引契約資産額」の下に「（第六条の三第二十四項第三号に規定する特定取引契約資産額をいう。次号並びに次項第四号及び第五号において同じ。）」を加え、「第一項第一号、第二号、第四号又は第五号」を「法第十条の五第七項第一号若しくは第三号又は次項第二号若しくは第三号」に、「情報」を「新情報」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十条の五第六項」を「第十条の五第七項において準用する同条第六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第一項第六号又は第七号」を「第十八項第四号又は第五号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六条の三第十四項」を「前項の規定は、第六条の三第十四項」に改め、「その保存している確認記録等に基づき」を削り、「は、当該確認記録等」を「が、その保存している確認記録等」に、「法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報」を「新情報（住所等所在地国情報に限る。）」に、「場合には」を「ことにより」に、「、同条第三項」を「第一項」に、「をするよう求めなければならない。この」を「の要求をした」に改め、「、前項後段の規定は」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第六条の三第十項の規定又は第九項若しくは第十項の規定により法人既存特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等が、当該法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録に追加される第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該法人既存特定取引契約者は当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。

第六条の五第十一項中「この項後段（次項後段」を「前項若しくはこの項（次項」に改め、「その保存している記録にあつた法人既存特定取引契約者（同条第二十四項第七号に規定する法人既存特定取引契約者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る実質的支配者の住所等所在地国情報又は法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報に基づき当該」を削り、「同項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（住所等所在地国情報に限る。以下この項において同じ。）」に、「場合には」を「ことにより」に、「、同条第三項」を「第一項」に、「をするよう求めなければならない。この」を「の要求をした」に、「当該報告金融機関等は、当該特定をした当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、当該情報」を「当該新情報」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第六条の三第十項の規定又は前二項の規定により法人既存特定取引契約者（同条第二十四項第七号に規定する法人既存特定取引契約者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される次に掲げる新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その保存している記録により当該法人既存特定取引契約者（同条第十一項に規定する法人既存特定取引契約者に該当するものに限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があつた場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

一　法人既存特定取引契約者が特定法人に該当するかどうかに関する新情報

二　法人既存特定取引契約者（特定法人に限るものとし、当該報告金融機関等が前号に掲げる新情報を取得したことにより第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において当該法人既存特定取引契約者から当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける当該法人既存特定取引契約者を含む。）に実質的支配者があるかどうかに関する新情報

第六条の五に次の一項を加える。

18　法第十条の五第七項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　報告金融機関等が第六条の三第六項の規定により個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした場合において、当該報告金融機関等の保存する当該特定に係る証拠書類で総務省令、財務省令で定めるものの有効期間として総務省令、財務省令で定める期間が経過したとき。

二　第六条の三第八項の個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域が同項の規定又は第六項若しくは第七項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す当該個人既存高額特定取引契約者に係る新情報（同条第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）を特定業務担当者が取得した場合

三　第六条の三第八項の規定により同項の個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を特定業務担当者が取得したとき。

四　個人既存低額特定取引契約者が平成二十九年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額が平成二十九年十二月三十一日以後最初に一億円を超えることとなつた場合